埋蔵文化財包蔵地の確認手続き

開発事業（建築・土木工事）の計画

予定している土地が埋蔵文化財包蔵地に該当しているかどうか、鳥羽市教育委員会生涯学習課にお問い合わせください。

該当なし

該当あり・隣接する

工事着工前の60日前までに
所定の「発掘の届出」を提出（２部）

県担当職員と協議のうえ、現況や過去のデータを参考に試掘・確認調査が必要かどうかを判断します。

試掘が不要

試掘が必要

試掘をします。予定している土地の何ヶ所かを試掘し、遺跡の有無を確認します。

遺跡みつからず

遺跡を発見

工事の内容等を勘案し、遺跡が保存できるかどうかを判断します。

保存できる

保存できない

慎重工事
工事立会

発掘調査

生涯学習課文化財担当にご連絡ください。
TEL（０５９９）２５－１２６８

工事中に埋蔵文化財を発見

工事着工

工事完成